

水道施設の技術的基準を定める省令 別表第一

	項目	基準
1	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003mg/l以下であること。
2	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/l以下であること。
3	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/l以下であること。
4	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/l以下であること。
5	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/l以下であること。
6	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.005mg/l以下であること。
7	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/l以下であること。
8	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/l以下であること。
9	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/l以下であること。
10	四塩化炭素	0.0002mg/l以下であること。
11	1,4-ジオキサン	0.005mg/l以下であること。
12	1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/l以下であること。
13	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下であること。
14	ジクロロメタン	0.002mg/l以下であること。
15	テトラクロロエチレン	0.001mg/l以下であること。
16	トリクロロエチレン	0.003mg/l以下であること。
17	ベンゼン	0.001mg/l以下であること。
18	臭素酸	0.005mg/l以下であること。
19	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/l以下であること。
20	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/l以下であること。
21	銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/l以下であること。
22	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg/l以下であること。
23	陰イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。
24	非イオン界面活性剤	0.005mg/l以下であること。
25	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/l以下であること。
26	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3mg/l以下であること。
27	味	異常でないこと。
28	臭気	異常でないこと。
29	色度	0.5度以下であること。
30	ニッケル及びその化合物	0.001mg/l以下であること。
31	アンチモン及びその化合物	0.0015mg/l以下であること。
32	モリブデン及びその化合物	0.007mg/l以下であること。
33	ウラン及びその化合物	0.0002mg/l以下であること。
34	バリウム及びその化合物	0.07mg/l以下であること。
35	銀及びその化合物	0.01mg/l以下であること。
36	アクリルアミド	0.00005mg/l以下であること。
37	二酸化塩素	0.6mg/l以下であること。
38	亜塩素酸	0.6mg/l以下であること。
39	塩素酸	0.4mg/l以下であること。(経過措置として2011年3月31日までは0.5mg/l以下)